

「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」(平成24年12月26日付け24農振第1168号農林水産省農村振興局長通知) 一部改正
新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="286 443 965 483">荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領</p> <p data-bbox="353 507 1099 611">最終改正 平成20年4月15日付け19農振第2125号 平成26年4月1日付け25農振第2422号 農林水産省農村振興局長通知</p> <p data-bbox="152 643 331 683">1～5 (略)</p> <p data-bbox="152 715 353 754">6 現地調査</p> <p data-bbox="168 754 488 794">(1) 調査の対象範囲</p> <p data-bbox="219 794 1099 938">本調査の対象範囲は、現在耕作の目的に供されている土地又は以前耕作の目的に供されていた土地のうち、現地調査の時点において下記に該当する土地を除いたものとする。</p> <p data-bbox="219 938 331 978">① (略)</p> <p data-bbox="219 978 331 1018">② (略)</p> <p data-bbox="219 1018 1099 1201">③ 「<u>「農地法の運用について」の制定について</u>」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「<u>運用通知</u>」という。) <u>第4の(3)に基づき「非農地」と決定された土地</u></p> <p data-bbox="168 1209 331 1249">(2) (略)</p> <p data-bbox="168 1249 331 1289">(3) (略)</p> <p data-bbox="152 1329 555 1369">7 荒廃農地の区分の判断</p> <p data-bbox="190 1369 1099 1439">現地調査により把握された荒廃農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。</p>	<p data-bbox="1249 443 1928 483">荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領</p> <p data-bbox="1317 507 2063 611">最終改正 平成20年4月15日付け19農振第2125号 平成24年12月26日付け24農振第1168号 農林水産省農村振興局長通知</p> <p data-bbox="1124 643 1303 683">1～5 (略)</p> <p data-bbox="1124 715 1326 754">6 現地調査</p> <p data-bbox="1140 754 1460 794">(1) 調査の対象範囲</p> <p data-bbox="1169 794 2063 938">本調査の対象範囲は、現在耕作の目的に供されている土地又は以前耕作の目的に供されていた土地のうち、現地調査の時点において下記に該当する土地を除いたものとする。</p> <p data-bbox="1169 938 1281 978">① (略)</p> <p data-bbox="1169 978 1281 1018">② (略)</p> <p data-bbox="1169 1018 2063 1201">③ 「<u>耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について</u>」(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知)。(以下「<u>農地・非農地判断基準</u>」という。)に基づき「非農地」となった土地</p> <p data-bbox="1140 1209 1281 1249">(2) (略)</p> <p data-bbox="1140 1249 1281 1289">(3) (略)</p> <p data-bbox="1124 1329 1527 1369">7 荒廃農地の区分の判断</p> <p data-bbox="1162 1369 2063 1439">現地調査により把握された荒廃農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。</p>

① A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

② B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

荒廃農地のうち、運用通知第4の(3)の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とする。）

8 解消された荒廃農地の確認

前年までに実施した本調査において荒廃農地と区分された農地のうち、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間に再生利用により解消された農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。

また、転用された土地及び運用通知第4の(3)に基づき非農地と決定された土地については、その旨を様式1及び図面に整理する。

①（略）

②（略）

③（略）

9（略）

10 調査結果の取扱い

(1)（略）

(2)（略）

(3) 農地・非農地判断等の実施

① A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（農地法第30条第3項第1号に該当する農地）

② B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

荒廃農地のうち、農地・非農地判断基準第3の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とする。）

8 解消された荒廃農地の確認

前年までに実施した本調査において荒廃農地と区分された農地のうち、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間に再生利用により解消された農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。

また、転用された土地及び農地・非農地判断基準に基づき非農地となった土地については、その旨を様式1及び図面に整理する。

①（略）

②（略）

③（略）

9（略）

10 調査結果の取扱い

(1)（略）

(2)（略）

(3) 農地・非農地判断等の実施

農業委員会は、本調査も踏まえ、運用通知第4の(1)及び(2)の手続を行うものとする。

さらに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内に存する土地について、市町村は、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）第16の2の(1)の①のウに基づき、農用地区域に残置する土地とそれ以外の土地に区分するとともに、残置とした場合はその理由を整理すること。

11 その他

(1) (略)

(2) 経営所得安定対策担当部局との連携

水田の不作付地に関しては、経営所得安定対策の下、米の直接支払交付金の申請者のうち「調整水田等の不作付地」を所有する者において、不作付地を3年を目途に解消する改善計画が作成され、市町村の認定を受け、その活用に取り組まれているところである。このため、経営所得安定対策に係る担当部局と連携を図り、「調整水田等の不作付地の改善計画」が作成されている農地の現況に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

(3) 多面的機能支払交付金担当部局との連携

多面的機能支払交付金においては、市町村長は、協定農用地の保全管理状況の確認に際し、あらかじめ遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認することとされているところである。このため、多面的機能支払交付金に係る担当部局と連携を図り、協定農用地内の現況に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

農業委員会は、本調査も踏まえ、農地・非農地判断基準第2の事務手続を行うものとする。

さらに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内に存する土地について、市町村は、「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について」（平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知）に基づき、農用地区域に残置する土地とそれ以外の土地に区分するとともに、残置とした場合はその理由を整理すること。

11 その他

(1) (略)

(2) 農業者戸別所得補償制度関係部局との連携

水田の不作付地に関しては、農業者戸別所得補償制度の下、米の所得補償交付金の申請者のうち「調整水田等の不作付地」を所有する者において、不作付地を3年を目途に解消する改善計画が作成され、市町村の認定を受け、その活用に取り組まれているところである。このため、農業者戸別所得補償制度に係る関係部局と連携を図り、「調整水田等の不作付地の改善計画」が作成されている農地の現況に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

(新設)

(4) 農林統計担当部局との連携

荒廃農地の発生面積及び過去に実施した本調査において荒廃農地と区分された農地のうち再生利用された農地面積については、農林業センサスにおける耕作放棄地面積のほか、農林水産省大臣官房統計部が地方農政局、地域センター等を通じて調査を実施している耕地面積調査における「人為かい廃面積（荒廃農地）」及び「開墾面積」とも密接に関連する。

このため、地方農政局等や都道府県、市町村及び農業委員会の各段階において農林統計担当部局との連携関係を構築するとともに、地方農政局等の段階における本調査の市町村別結果の情報提供、市町村及び農業委員会の段階での荒廃農地の発生場所や発生要因、解消実績、解消分類等に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

12 (略)

附 則 (略)

(3) 農林統計担当部局との連携

荒廃農地の発生面積及び過去に実施した本調査において荒廃農地と区分された農地のうち再生利用された農地面積については、農林業センサスにおける耕作放棄地面積のほか、農林水産省大臣官房統計部が地方農政局、地域センター等を通じて調査を実施している耕地面積調査における「人為かい廃面積（耕作放棄）」及び「開墾面積」とも密接に関連する。

このため、地方農政局等や都道府県、市町村及び農業委員会の各段階において農林統計担当部局との連携関係を構築するとともに、地方農政局等の段階における本調査の市町村別結果の情報提供、市町村及び農業委員会の段階での荒廃農地の発生場所や発生要因、解消実績、解消分類等に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

12 (略)

附 則 (略)